

○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年10月6日

条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、本市における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第8条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府令第6条第2項	前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを	児童福祉施設（助産施設を除く。）は、非常災害に対する避難訓練及び消火訓練を、少なくとも毎月1回
府令第12条第1項	児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、	助産施設を除く。
府令第12条第3項	助産の実施、母子保護	母子保護
府令第12条第4項	につき、綿密な注意を払わなければならない	について綿密な注意を払うとともに、当該調理する者に対し毎月1回以上の検便を行わなければならない

(暴力団員等の排除)

第4条 児童福祉施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び児童福祉施設の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 児童福祉施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(配偶者からの暴力等による被害者への支援)

第5条 母子生活支援施設の長は、配偶者からの暴力を受けたこと等の理由により入所した母子の安全確保のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 母子生活支援施設の長は、前項の母子に対し適切な支援を行うよう努めなければならない。

(嘱託歯科医)

第6条 府令第33条第1項に規定するもののほか、保育所は、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。

(保護者への説明)

第7条 保育所の長は、入所した乳幼児の保護者に対し、当該保育所の保育方針について説明しなければならない。

(小学校との連携)

第8条 保育所の長は、小学校と連携し、入所している児童の発達及び学びの連続性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。